

令和5年5月10日

全学学類・専門学群・総合学域群代表者会議  
学類等代表 各位

全学学類・専門学群・総合学域群代表者会議令和4年度議長  
河野美羽

### 令和5年度議長団選挙に関して

令和5年度全学学類・専門学群・総合学域群代表者会議（全代会）議長及び副議長の選挙を、学長決定「筑波大学の学生組織等について」及び副学長決定「筑波大学における学生の組織及びクラス連絡会等について」に基づき、以下の手順で行う。

#### 記

##### 【議長選挙】

1. 立候補者を募る。
2. 候補者ごとに演説を行う。
3. 全員の演説後、質疑応答を行う。
4. 立候補者が1名の場合、信任投票を行う。
5. 立候補者が2名の場合、決選投票を行う。（1人一票）
6. 決選投票において、過半数以上の得票者がいる場合には議長として選出する。
7. 決選投票において、過半数以上の得票者がいない場合には、上位得票者2名により、演説・決選投票を行い、議長を選出する。

##### 【副議長選挙】

3. ここまで同上。
4. 立候補者が1名または2名の場合、それぞれに対し、信任投票を行う。
5. 立候補者が3名以上の場合、決選投票を行う（1人一票）
6. 決選投票において、過半数以上の得票者がいる場合には副議長として選出し、8へ。
7. 決選投票において、過半数以上の得票者がいない場合には、上位得票者2名により 演説・決選投票を行い、議長の1人目として選出し、8へ。
8. 副議長の1人目を除いた残りの候補者による演説を行い、投票を行う（1人一票）
9. 8の投票において、過半数以上の得票者がいる場合には2人目の副議長として選出する。
10. 8の投票において、過半数以上の得票者がいない場合には、上位得票者2名により 演説・決選投票を行い、副議長の2人目として選出する。

【その他留意事項】

・ 信任投票について 学類等代表者は「信任／不信任／保留」のいずれかに投じることができ、信任が過半数の場合、議長あるいは副議長として選出される。

また、不信任が過半数の場合は、今年度の議長団選挙へは立候補できない。

・ 白票／無効票について

投票の際に生じた白票に関しては、記入ミスあるいは事故により生じた票として、出席者には数えるが、効力を持たないものとする。

・ 信任投票及び決選投票において選出が完了しない場合には、次週も本会議を開催し、選出が完了するまで議長団選挙を行う。

そのほか、選挙実施に関する事項については、司会進行役である令和4年度議長が適宜指示を行う。

以上